

(9) 医療共済金の手続きについて

子ども会活動中(年間行事計画書に記載した行事)やその往復途中に、加入者がケガをしたり、病気になった場合、医療共済金を請求することができます。

また、次のような場合も請求することができます。

- ・1回だけの通院・検査・入院
- ・市の子ども医療助成制度により窓口負担が発生しないとき
- ・熱中症など

I. 活動中に事故が起きたら

生涯学習課までお電話いただき、事故発生から30日以内に、「全国子ども会安全共済会事故第一報告書」〈共済様式〉20【様式集P13】をご提出ください。

《注意点》

- ・提出が遅れると適用が受けられない場合がありますので、ご注意ください。
- ・行事計画書・チラシがある場合は、添付してください。
- ・事故発生場所が往復途中である場合は、その経路図も必要となります。

II. ケガや病気が治癒したら

ケガや病気が治癒したら、60日以内に下記書類を提出してください。

- ・〈医療共済金〉請求書兼事故証明書〈共済様式〉21【様式集P15】
- ・個人情報の取扱いについての同意書〈共済様式〉22【様式集P17】
- ・医療機関からの医療費点数が記入のある領収書全て(投薬分を含む)

《注意点》

- ・共済金を請求する場合、共済金請求権の発生した日(完治した日)から、60日以内に共済金請求時に必要となる書類を提出することが必要です。

III. 共済金の支給方法について

全国子ども会連合会において、請求書類に基づき審査し、請求手続きが完了した日から60日以内に支払いの可否を決定し、被共済者が指定した口座に直接支払われます。(特別な照会または調査が必要な場合を除く)

IV.その他、提出が求められることがある書類

次のような場合、下記書類を提出いただくことがあります。

《領収書を紛失した場合》

・医療報告書〈共済様式〉23【様式集P19】

※文書料は自己負担となるのでご注意ください。

《整骨院にかかった場合》

・柔道整復施術〈共済様式〉24【様式集P 20】

《後遺障害の場合》

死亡・後遺障害共済金の請求となります。

・死亡・後遺障害共済金請求書〈共済様式〉25【様式集P 21】

・後遺障害診断書〈共済様式〉26【様式集P 22】

・同意書〈共済様式〉27【様式集P 23】

・委任状〈共済様式〉28【様式集P 24】

《・医療費の請求が遅れた場合》

ケガや病気が治癒してから60日を過ぎて書類の提出があった場合、全国子ども会連合会から遅延理由書の提出を求められる場合があります。

事故が起これば ～事故第一報から共済金請求の流れ～

最初に事故の報告を 事故第一報の手続き Step 1



請求できるようになったら 共済金請求の手続き Step 2

事故第一報報告書<共済様式>20
に必要事項を記入し、単位子ども
会代表者に速やかに提出。

請求をする人

- ・被共済者
- ・共済金を受け取る人

請求権発生後、下記表の必要書類を整備
し、単位子ども会代表者に提出。

記載内容を確認。
市区町村等子連に提出。

単位子ども会 代表者

記載内容を確認。
市区町村等子連に提出。

記載内容を確認。
都道府県・指定都市子連に提出。

市区町村等子連

記載内容・必要書類の有無を確認。
市区町村等子連名・市区町村等子連使用欄
を記入。
都道府県・指定都市子連に提出。

記載内容を確認。
死亡・後遺障害等の場合は
全国子ども会連合会に提出。

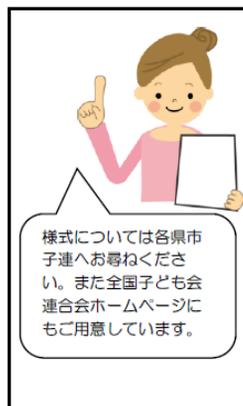
都道府県 政令指定都市子連

記載内容・必要書類の有無を確認。
都道府県・指定都市子連使用欄を記入。
都道府県・指定都市子連名・代表者名を記入・捺
印し、全国子ども会連合会に一件書類を提出。

記載内容を確認。

全国子ども会連合会

請求書類に基づき審査を行い、請求完了日から
60日以内に共済金を支払います。
請求者と市区町村等子連に、支払通知を送付し
ます。
(特別な照会又は調査が不可欠の場合は、支払いまで60日
以上の日数を要することがあります。)



共済金請求の必要書類	様式番号	医療共済金	後遺障害 共済金	死亡 共済金
事故第一報報告書	20	○	○	○
医療共済金請求書兼事故証明書	21	○		
個人情報の取扱いに関する同意書	22	○	○	○
医療費の領収書(写)又は診療明細書	-	○		
死亡・後遺障害共済金請求書兼事故証明書	25		○	○
後遺障害診断書	26		○	
死亡診断書又は死体検案書	-			○
被共済者の戸籍謄本	-			○

※必要に応じて他の書類の提出をお願いすることがあります。

領 収 書

病院

〒985-00 市 番
電話 (022) - (代表)

患者番号	氏 名
	様

請 求 日
平成 年 月 日

受診科	入・外	領収書No.	発行日時	費用区分	負担割合	本・家
外科	外来		平成29年 3月 日 10:24	乳幼	30%	家族

保 険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬	注射
	532点	点	210点	点	点	点	65点	点
	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手術	麻酔	病理診断	DPC包括	
	点	点	45点	点	点	点	点	
						公費分点数	食事療養	生活療養
						点	円	円

保険外 負担	選定療養	その他課税
	円	円
	その他非課税	減免額
	円	円

入力者

外来未納額
入院未納額
未納額合計

	保 険	保険(食事・生活)	保険外負担
合 計	8,520円	0円	0円
負担額 (②費一部負担金)	円	円	円
請求額合計	0円	入金済額	0円
		今回領収額	0円

お知らせ
 ① 検診は月に一度、確認させて頂いています。
 ② 診療予約はコールセンター 022-361-8288 へどうぞ
 電話受付時間

※未納金に今回請求額は含まれておりません
 ※領収書は、確定申告時の医療控除および高額療養費の給付を受ける場合等に
 必要ですので、大切に保管してください。領収書の再発行は致しません。

※領収書の外、診療明細書での提出が可能です。

この領収書では、ケガをされた本人の支払金額は0円ですが、医療費点数の合計が
 532点+210点+65点+45点=852点となり、医療費総額が8,520円となります。

支払われる共済金は医療費総額の30パーセントとなるので2,556円です。

※領収書や明細書は点数で表示されており、1点=10円で計算されます。

(10)子ども会賠償責任保険について

「子ども会活動中」の過ちで、主催者以外の第三者にケガを負わせてしまったり、または物に損害を与えたことにより、「全国子ども会安全共済会」に加盟している単位子ども会、会の指導者・育成者等の主催者が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金として請求することができます。

(例)・レクリエーション中に窓を破損した。
・ボールを投げたら、通行人にあたりケガをさせた等

対象……………子ども会安全共済会に加盟している単位子ども会、各団体連合組織の指導者・育成者

期間……………令和6年4月1日午後4時から令和7年4月1日午後4時まで

契約内容

①施設所有(管理)者賠償責任保険(借用イベント施設損壊補償特約付帯)

身体賠償	1名につき	1億円	免責金額 なし
	1事故につき	5億円	
財物賠償	1事故につき	200万円	免責金額 なし

②受託者賠償責任保険(運送危険補償特約付帯)

財物賠償	1事故・保険期間中につき	1,000万円	免責金額 3,000円
------	--------------	---------	-------------

※免責金額とは、お支払いする保険金の計算にあたって、損害の額から差し引く額をいいます。免責金額は、自己負担額となります。

I. 保険金の請求について

事故発生後は、直ちに生涯学習課までご連絡ください。

II. 保険金の支払い判断について

保険金を支払う・支払わないの判断は、保険会社で行います。

III. 保険金の支払いについて

①対人の場合・大規模の物損の場合・自動車の損害の場合等は、請求書を整える前に見積もり・治療明細等の資料に基づき損害額を確定する場合があります。

②慰謝料について対人にはありますが、対物にはありません。
※請求書に該当しそうな場合は、忘れずに写真・見積書をとってください。

子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内

【施設所有(管理)者賠償責任保険・受託者賠償責任保険・子ども会施設賠償責任保険に関する特約・特約の一部不適用に関する特約(施設所有(管理)者用)
・借用イベント施設損壊補償特約・借用イベント施設損壊補償の免責金額修正特約セット】

この保険は

- ①「公益社団法人全国子ども会連合会」が保険料を負担し契約をしているものであり、主な補償内容をご案内するものです。(加入をおすすめするものではありません。)
- ②この保険は「子ども会活動中」の事故により、主催者(注1)以外の会員や第三者が死傷したり、第三者の財物に損害を与えたり、もしくは他人から預かった財物に損害を与えたことにより、「全国子ども会安全共済会」に加盟している主催団体(注2)や指導者等(安全共済会加入者に限る)(注3)が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金として支払うものです。

(注1)主催者とは、全子連および主催団体の役員、全子連または全子連に加盟した主催団体ごとの子ども会安全共済会会員名簿に記載された指導者(満18歳以上の者に限ります)、育成者および仕事を委嘱された者で、主催者業務を行う者をいいます。

(注2)主催団体とは都道府県、指定都市、市区町村等の子ども会連合組織および単位子ども会をいいます。

(注3)指導者等とは全子連または全子連に加盟した主催団体ごとの子ども会安全共済会会員名簿に記載された指導者(満18歳以上の者に限ります)、育成者および仕事を委嘱されたものをいいます。

・この保険は各子ども会行事の主催者側の賠償を補償するものであり、主催者側でない、ただ行事に参加しているだけの会員の賠償を補償するものではありません

・主催者業務を行う者が主催者となるため、行事ごとに主催者は変わります。

お支払いする保険金の種類

損害賠償金

被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額
ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。

争訟費用

損害賠償額の争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは講師に必要な手続きをするために要した費用

権利保全行使費用

対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

緊急措置費用

対人・対物事故が発生した場合に損害額の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用

協力費用

引受保険会社が損害賠償請求者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用

損害防止費用

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

保険金をお支払いできない場合

- ①保険契約者または被保険者の故意による事故の損害賠償責任
- ②子ども会活動に参加するまでの往復中の事故の損害賠償責任
- ③被保険者と他人との間に損害賠償についての特別な約定がある場合、その約定により加重された損害賠償責任
- ④全子連および主催団体の役員ならびに指導者等が、自らが主催者として参加する子ども会活動によって被った身体の障害または財物の損壊に対する損害賠償責任
- ⑤子ども会活動に参加している子どもの行為により全子連および主催団体の役員ならびに指導者等が被った身体障害に対する損害賠償責任
ただし、満18歳未満の者が被った身体の障害に起因する損害を除きます。
- ⑥全子連および主催団体が所有、使用または管理する財物の損壊に対する損害賠償責任
- ⑦被保険者が販売または提供した商品・飲食物などに起因する損害賠償責任
- ⑧自動車、航空機、昇降機(小荷物専用昇降機を除きます。)、施設外における船・車両の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任

※この保険は法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いするものです。そのため、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は対象外となります。

(例)スポーツ活動中に競技者同士が起こした事故(正当な競技規則に従って行為していた場合)や闘争行為(喧嘩)により発生した事故は法律上の損害賠償責任が発生しないため対象外となるのが一般的です。

■取扱代理店

株式会社 保険代行者
〒141-0031
東京都品川区五反田3-7-14 三信ビル9F
TEL 03-6631-4366 FAX 03-6631-4367

■引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業課
〒103-8250
東京都中央区日本橋3-5-19
TEL 03-6734-9608 FAX 03-6734-9609

(2021年12月承認) 821-103242

子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内

[施設所有(管理)者賠償責任保険・受託者賠償責任保険・子ども会施設賠償責任保険に関する特約・特約の一部不適用に関する特約(施設所有(管理)者用)・借用イベント施設損壊補償特約・借用イベント施設損壊補償の免責金額修正特約セット]

- 保険期間(ご契約期間) 令和5年4月1日午後4時から令和6年4月1日午後4時まで
- 保険金額(ご契約金額) お支払い金額は以下のとおりです。

◆ 施設所有(管理)者賠償責任保険

(借用イベント施設損壊補償特約+借用イベント施設損壊補償の免責金額修正特約セット)

身体障害	1名につき	1億円	免責金額なし	財物損壊	1事故につき	200万円	免責金額1,000円
	1事故につき	5億円					

借用イベント
施設損壊補償特約

他人から賃借する建物およびその建物と同時に賃借した什(じゅう)器備品の不測かつ突発的な偶然な事故による損壊について負担する法律上の損害賠償責任を補償します

財物損壊は、建物と同時に賃借した什器備品が補償対象になります。

- ・公民館(建物)を借りたと同時に公民館に備え付けのマイクを借用して使用中に壊してしまった。
- ・体育館(建物)を借りたと同時に体育館に備え付けのバレーボールネットを借用して使用中に壊してしまった。

◆ 受託者賠償責任保険

財物損壊	1事故・ 保険期間中 につき	1,000万 円	免責金額 3,000円
------	----------------------	-------------	----------------

受託物(レンタル品を含む)を保管施設外において運送している間(積込みもしくは積卸し作業または積卸し後の荷役作業を含みます)の受託物の破損に起因する損害賠償責任を補償します

外部から賃借したモノ(建物と同時に賃借したわけではないモノ)について
運送中も含めて補償対象になります。

- ・運動会時に借りたテントを壊してしまった
 - ・お祭り開催時に借りた山車を壊してしまった
 - ・廃品回収時に借りたリヤカーを壊してしまった
- ※借用した自動車は補償対象外です。

いずれも「建物と同時に賃借したモノ」ではないため、受託者賠償責任保険でのお支払いとなります。

- ・1事故について免責金額3,000円が適用されます。(財物損壊)
- また全子連全体で保険期間中1,000万円がお支払いの限度額となります。

※過失割合に応じ保険金をお支払いします。またこの保険には被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

(注)免責金額とは、お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く額をいいます。(被保険者の自己負担となります。)

このチラシは概要を説明したものです。詳しくは施設所有(管理)者賠償責任保険および受託者賠償責任保険パンフレット、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意しておりますので、ご希望の方は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

■ 取扱代理店

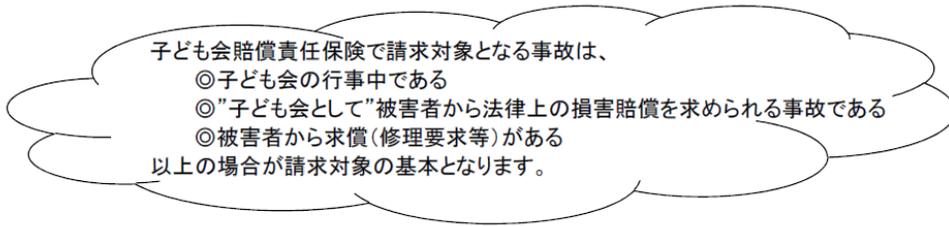
株式会社 保険代行者
〒141-0031
東京都品川区五反田3-7-14 三信ビル9F
TEL 03-6631-4366 FAX 03-6631-4367

■ 引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業課
〒103-8250
東京都中央区日本橋3-5-19
TEL 03-6734-9608 FAX 03-6734-9609

＜子ども会賠償責任保険に関するご質問＆ご説明＞

子ども会損害賠償責任保険について、支払対象判断を中心に、特に多いご質問と、それに対するご説明を記載いたします。
このご説明は、約款(特約)を中心としたご説明(過去の事例を含む)となります。



(公社)全国子ども会連合会

項番	分類	ご質問内容	ご説明	・参照 HP「子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内」 ・留意点
1. こんな場合、対象になるの？				
1	対象判断 (行事以外)	子ども会行事へ参加するため自転車で走行中、誤って他人にぶつかりケガをさせてしまった。支払えるか？	子ども会の賠償責任保険は、行事中のみが対象です。集合場所と自宅の往復途中は対象外です。	保険金をお支払いできない主な場合 ②
2	対象判断 (役員・指導者)	ソフトボールの監督が学校のグラウンドの端に自家用車を停めていた。ソフトボール活動中、偶然ボールが自家用車の方向へ飛んでボンネットに当たりへこんだ。その修理代は出るか？	行事中における役員・指導者等(同居の親族を含む。別居の親族は含まない)の身体傷害・財物損害は対象外です。	保険金をお支払いできない主な場合 ④

(公社)全国子ども会連合会

項番	分類	ご質問内容	ご説明	・参照 HP「子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内」 ・留意点
3	対象判断 (借用物)	子ども会行事のために、子ども会とは関係ない方から「かき氷器」を借りたが、操作を誤って壊してしまった。補償はあるか？(借用書あり)	補償対象になります。お祭り開催時に外部から借りた山車、廃品回収時に外部から借りたリヤカー、運動会開催時にレンタル業者から借りたテント等も対象となります。但し、自動車は対象外となります。 (1事故につき免責金額3,000円で、全子連全体で年間累積1,000万円が支払限度額です。)	・受託者賠償保険を適用 ・借用していることが証明できる書類が必要
4	対象判断 (借用物)	学校のグラウンドを借りて行事(ソフトボール、祭り等)を行っていた際、学校からグラウンドと同時に借用したものの(ソフトボールの際に借りたネットやベース、炊飯行事等で借りた家庭科室の炊飯器等)は対象となるか？	・質問例は学校のグラウンドを借用して行事を開催しており、行事で借用する建物と同時に賃借するものであるため平成30年度から追加付保した「借用イベント施設損壊補償特約」の対象となります。(1事故につき免責金額1,000円。1事故につき200万円限度) ・行事で借用する建物と同時に賃借するもの以外は、「受託者賠償責任保険」が適用されます。 (1事故につき免責金額3,000円で、全子連全体で年間累積1,000万円が支払限度額です。)	・借用イベント施設損壊賠償補償特約を適用 ・借用していることが証明できる書類が必要
5	対象判断 (販売・提供品)	お祭り等で子ども会が屋台で提供した食品によって食中毒が発生した場合、対象となるか？	子ども会が販売又は提供した商品・飲食物に起因する損害賠償責任は対象外です。	保険金をお支払いできない主な場合の ⑦ 別途、生産物賠償責任保険等をご用意ください
6	対象判断 (自動車賠償)	子ども会行事(廃品回収)のために好意で車を借用し、その廃品回収のため運転中、誤って第三者の車をこわした。対象となるか？	借用自動車に限らず、自動車の運行管理に起因する損害賠償(対人・対物)は、その車についている保険(自賠責保険、自動車保険)により補償することになり、子ども会の賠償責任保険では対象外となります。	保険金をお支払いできない主な場合 ⑧ ・車両の使用上の事故につき対象外

項番	分類	ご質問内容	ご説明	・参照 HP「子ども賠償責任保険の補償内容のご案内」 ・留意点
7	対象判断 (競技中・競技中以外)	ソフトボールの練習で、打球がピッチャーの顔面に当たり、メガネが壊れてしまった。支払えるか？	・一般的には、ソフトボールに限らず、また試合中・練習中に限らず、正当な競技規則に従った行為では損害賠償そのものが発生しません。メガネ以外の他の財物、相手のケガも同様です。また、観客についても競技参加者とみなされ、同様に損害賠償が発生しません。 ・なお、スポーツ競技中以外の場合は、事故の状況により対象か否かを確認することになります。	・「保険金をお支払いできない場合」の※をご確認下さい。 ・法律上の損害賠償責任が発生しない場合は支払要件を満たさないため、支払対象外となります。
8	対象判断 (車両)	行事(サイクリング等)中に、運転していた自転車が他人に接触しケガを負わせた。保険金支払いの対象となるか？	主催者に賠償責任が及ぶ事故であれば、請求は可能です。被害者側にも過失がある場合は、過失割合によるお支払いとなります。	
9	対象判断	・子ども会活動にて待機中、子ども同士がふざけあって一方にケガを負わせた。保険金支払いの対象となるか？ ・喧嘩の場合は？	参加している子どもの行為により主催者以外の会員が死傷した場合は、この保険の支払対象となります。ただし、子ども同士の喧嘩は子ども会の管理責任によるものとは言えないため、お支払いの対象外となるのが一般的です。	「この保険は②」を確認下さい ・「保険金をお支払いできない場合」の※をご確認下さい
10	対象判断	子ども会活動中に子ども同士がふざけていたところ相手のメガネを破損した。	子ども会活動中の子どもは第三者とみなしません。財物に損害を与えた場合でも保険金支払い対象外です。	この保険は第三者の財物に損害を与えた場合に法律上の賠償責任を支払う保険のため支払対象外です。
11	対象判断 (他子ども会)	子ども会活動中、たまたま隣で別の子ども会が行事をしていて、別の子ども会の子どものケガをさせてしまい、子ども会に損害賠償を求められた。対象となるか？	同一行事でなければ、他の子ども会は第三者とみなすことができますので対象となります。	

項番	分類	ご質問内容	ご説明	・参照 HP「子ども賠償責任保険の補償内容のご案内」 ・留意点
----	----	-------	-----	---------------------------------------

2. 他に保険(共済)がついているけど..

12	他社確認 (他保険)	子ども会の賠償責任保険以外に、賠償責任保険のついた他の保険(スポーツ安全保険、コープ共済等)にも加入している場合、どのようにすればよいか？	・子ども会賠償責任保険事故報告《第一報》加入者(甲)欄「他の賠償責任保険加入有無」欄に他保険分を報告してください。子ども会の担当保険会社から、他保険の詳細情報(連絡先等)を照会される場合もあります。 ・なお、子ども会賠償責任保険・他保険をあわせても、支払われる保険金が損害賠償額を超えることはできません(請求関係書類として立替払いされた“領収書原本”の提出が必要です)。	
----	---------------	---	--	--

3. 結局いくら払われるの？

13	損害額&支払保険金	保険会社から、子ども会に損害賠償責任が発生する(被害者側に過失が無いケース)との算定が出た。最終的にいくら保険金が出るのか？	提出された書類等により、保険会社で決めることとなります。 ～物損事故のケース～ ・修理対応が可能な場合は、修理見積の妥当な修理金額が「損害額」となります。(購入年月と購入額から算定した時価額がお支払いの限度となります) ・修理が不可能なもの(全損)と認められる場合は、購入年月と購入額から時価額を算定し「損害額」とします。 【計算式】 「損害額」×支払割合(例では100%)－免責額(子ども会の自己負担額※)＝支払額(保険金) ※【子ども会賠償責任保険の一事故あたりの免責金額(子ども会の自己負担額)】 ・対物事故:1,000円(外部からの借用物は3,000円) ・対人事故:0円	
----	-----------	--	---	--

なお、以下の点にご留意願います

<被害者に対して>

事故が発生し、損害を与えたと思われる場合は、当然ですが、被害者に対し誠意をもってご対応して下さい

<保険利用に際して>

事故が発生した場合は、まず子ども会賠償責任保険事故報告書《第一報》を市区町村子ども会等の窓口へご提出ください(用紙は全子連のホームページに掲載してあります)。

その後、都道府県子連(指定都市子連)・全子連を通して保険会社へ報告されます。

あわせて、(物損の場合は)写真・見積書のご準備をお願いします(ご提出時期は別途ご連絡いたします)。

※ご注意：全国の保険会社の窓口では、子ども会賠償責任保険の事故の受付・照会はおこなっていません。

保険金の支払可否は、送付いただいた事故報告書等に基づき保険会社が判断します